

令和7年6月6日

基準違反事案について

(ふるさと納税)

自治税務局

ふるさと納税制度

制度の趣旨

ふるさとやお世話になった地方団体に感謝し、若しくは応援する気持ちを伝え、又は税の使い途を自らの意思で決めることを可能とするもの。

制度の基本的な仕組み

税制上の寄附金控除の仕組みを活用し、個人が地方団体に対して寄附金を支出した場合に、「寄附額－2,000円」(一定の上限あり)を、個人住民税(地方税)及び所得税(国税)から軽減することによって、実質2,000円の負担で、納税先を選択可能とする仕組み。



指定制度の創設

<法律改正前>

○ 地方団体への寄附は、
全てふるさと納税の対象

- ・「寄附額－2,000円」(一定の上限あり)を、住民税及び所得税から軽減
- ・実質2,000円の負担で、納税先を選択可能



H29、H30の2度にわたる
総務大臣通知において、
良識ある対応を要請

制度の健全な発展を図る必要

<法律改正後>(令和元年6月1日施行)

○ ふるさと納税の対象となる地方団体を
総務大臣が指定

○ 指定を受けない地方団体への寄附金は、
ふるさと納税の対象外

ふるさと納税の対象団体の指定に係る関係条文(令和5年4月改正後の地方税法)

(寄附金税額控除)

第三十七条の二 略

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、第一号、第四号及び第五号に掲げる基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

二 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

三 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

四 都道府県等がこの項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年以内（当該都道府県等がこの項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けていた期間に限る。次号において「特定期間」という。）において前三号に掲げる基準のうち適合すべきこととされていたものに適合していたこと。

五 特定期間において行われた第五項の規定による報告の求めに対し、報告をしなかったことがなく、かつ、虚偽の報告をしたことがないこと。

基準①※、④、⑤

⇒全ての地方団体に対する基準

※食品返礼品に係る部分は食品返礼品の送付を行う地方団体のみ

基準②、③

⇒返礼品の送付を行う地方団体に対する追加の基準

① ふるさと納税の募集を適正に実施すること

② 返礼品は返礼割合3割以下とすること

③ 返礼品は地場産品とすること

④ 指定日前一年以内に上記基準に適合していたこと

⑤ 指定日前一年以内に報告の求めに対し、応じなかったこと、虚偽報告したことがないこと 2

「指定取消し」に係る関係規定

指定取消しの要件

○ 総務大臣は、指定をした地方団体が以下のいずれかに該当するときは指定を取消することができる。

- ① 募集適正基準、返礼割合3割以下基準、地場産品基準又は指定日前1年基準適合等基準のいずれかに適合しなくなった若しくは適合していなかったと認めるとき
- ② 報告の求めに応じず、又は虚偽の報告をしたとき

(参考) 地方税法(昭和25年法律第226号)(抄)

(寄附金税額控除)

第三十七条の二 略

2及び3 略

4 第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない都道府県等は、指定を受けることができない。

5 総務大臣は、指定をした都道府県等に対し、第一号寄附金の募集の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

6 総務大臣は、指定をした都道府県等が第二項に規定する基準(募集適正基準、返礼割合3割以下基準、地場産品基準、指定日前1年基準適合等基準)のいずれかに適合しなくなった若しくは適合していなかったと認めるとき、又は前項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取り消すことができる。

7～14 略

指定取消しの運用

「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」(令和6年7月16日付け総税市第71号)(抄)

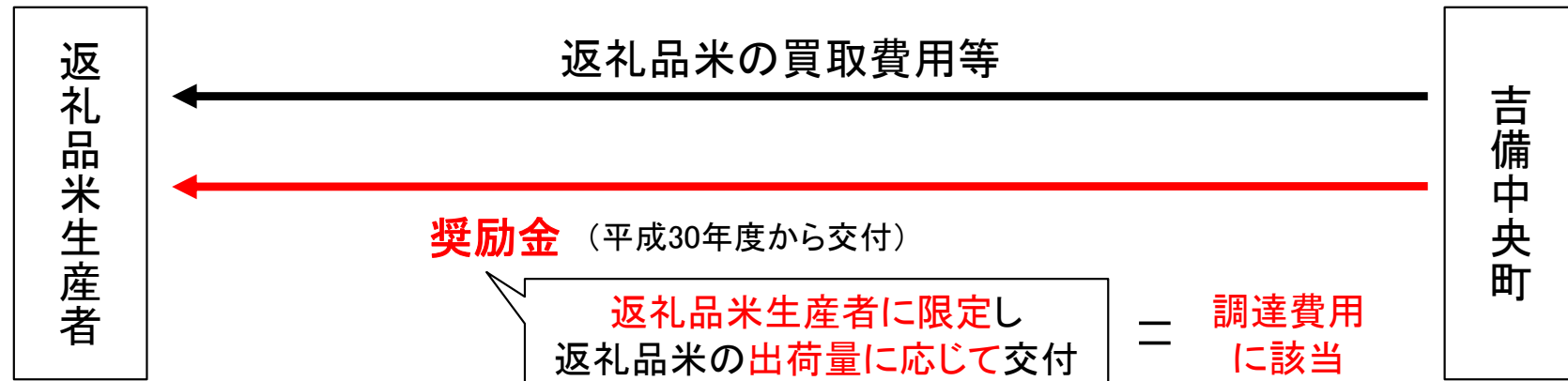
問32 指定の取消しについては、どのような基準に基づき行われることになるのか。

- 指定対象期間又は当該指定対象期間の前1年以内において、法定返礼品基準(地方税法第37条の2第2項第2号及び第3号並びに第314条の7第2項第2号及び第3号に掲げる基準)又は募集適正基準(地方税法第37条の2第2項第1号及び第314条の7第2項第1号に規定する募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準)のいずれかに適合しなくなったと認められる場合又は適合していなかったと認める場合には、基準違反が事務的なミスによるものであることや基準違反により受領した寄附金の額が僅少であることなど特段の事情がない限り、指定を取り消すものとする。(後略)

岡山県吉備中央町のふるさと納税に係る指定基準違反について

- 返礼品米生産者に、返礼品米の買取費用等に加え、返礼品米の出荷量に応じた奨励金を交付

⇒ 返礼品の調達費用は寄附額の3割以内とする基準に違反



(返礼品米1俵当たり) 端数調整のため合計が含まないところがある

期間	R5.10～R6.9	R6.10～R7.3
返礼品米の買取費用等	約13,000円	約14,000円
奨励金	約7,000円	約11,000円
合計	約21,000円	約25,000円
必要寄附額44,000円に対する 返礼割合	約47%	約57%
発送済み返礼品に係る 寄附受入総額	約11億円	約8億円

関連規定

○ 地方税法（昭和25年法律第226号）

法第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四条の七第二項第二号

都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

○ 返礼品等の調達に要する費用の額に係る基準（平成31年総務省告示第179号第4条）

第四条 法第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四条の七第二項第二号の規定により総務大臣が定める返礼品等の調達に要する費用の額の算定は、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 返礼品等の調達に要する費用の額とは、個別の返礼品等の調達のために、地方団体が現に支出した額とし、支出の名目にかかわらず、当該地方団体が支出した額が当該返礼品等の数量又は内容に影響するものである場合には、当該支出した額を含むものとする。

○ ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて（令和6年7月16日付け総税市第71号）

問15 「支出の名目にかかわらず、当該地方団体が支出した額が当該返礼品等の数量又は内容に影響するものである場合」（告示第4条第1号）に該当するような具体例はどのようなものか。

- 例えば、調達費用とは別に「送料」（実費として支払われた分を除く。）や「サービス向上費」等の名目で、返礼品取扱事業者に対して支払いが行われ、当該経費が実質的に返礼品等を調達するための費用に充当されることによって、調達費用の名目で支払われた額のみによって調達する場合よりも多くの数量の返礼品等の調達が行われる場合等が該当する。

長野県須坂市のふるさと納税に係る指定基準違反について

- 農水省の立入検査により、須坂市の返礼品(シャインマスカット)を取り扱う(株)日本グルメ市場(和歌山県有田市)が、産地偽装を行っていた事実が判明。
- 須坂市は、指定基準で求められている産地名の適正な表示を確保するための必要な措置を何ら講じていなかった。

⇒ 返礼品は地場産品とする基準等に違反

期間	R5. 10～R6. 9	R6. 10～R7. 3
地場産品基準違反分の量	約17t	約5t
寄附受入総額 〔 基準違反分が混入した疑いのある 返礼品に係るもの 〕	約21億円	約9億円

※ 指定基準違反を認定できる期間は、前指定対象期間(R5.10～R6.9)と現指定対象期間(R6.10～R7.9)の2年間

関連規定(指定基準)

○ 募集適正基準 (平成31年総務省告示第179号第2条)

- 三 地方団体が返礼品等として提供する食品を取り扱う者による当該食品の産地名の適正な表示を確保するため、次に掲げる措置その他の必要な措置を講じていること。
- イ 当該者との契約において、次に掲げる規定を設けること。
- (1) 当該者において、当該食品の産地名を適正に表示する旨の規定
 - (2) 当該地方団体が必要と認めるときは、当該者に対し調査(実地調査を含む。)を行うことができる旨の規定
- ロ イに掲げる契約の規定に基づき、定期的に必要な調査等を行うとともに、当該者において当該食品の産地名の適正な表示が行われていないことが疑われる場合又は当該食品について第五条に定める基準に適合しないおそれがある場合には、速やかに実地調査等を行うこと。

※ 上記の規定はR6年10月から適用

○ 地場産品基準 (平成31年総務省告示第179号第5条)

法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号に規定する総務大臣が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの(当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。)であることとする。

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 四 返礼品等を提供する市町村又は特別区(以下この号及び第八号において「市区町村」という。)の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。

○総務省告示第 号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定に基づき、令和六年総務省告示第二百六十八号（地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する都道府県等を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年六月十七日から施行する。ただし、この告示による改正後の令和六年総務省告示第二百六十八号第二条の規定は、所得割の納税義務者が令和七年六月十七日から同年九月三十日までの間に支出した第一号寄附金（同法第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金をいう。以下同じ。）について適用し、令和六年十月一日から令和七年六月十六日までの間に支出した第一号寄附金については、なお従前の例による。

令和七年六月十六日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

第二条 令和六年十月一日から令和七年九月三十日までの期間に係る法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する市町村又は特別区（以下「市区町村」という。）は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区域内の市区町村のうち同表の下欄に掲げる市区町村とする。

都道府県

市区町村

長野県

長野市 松本市 上田市 岡谷市 飯田市 諏訪市 小諸市 伊那市 駒ヶ根市 中野市 大田市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市 東御市 安曇野市 小海町 川上村 南牧村 南相木村 北相木村 佐久穂町 軽井沢町 御代田町 立科町 青木村 長和町 下諏訪町 富士見町 原村 辰野町 箕輪町 飯島町 南箕輪村 中川村 宮田村 松川町 高森町 阿南町 阿智村 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 泰阜村 喬木村 豊丘村 大鹿村 上松町 南木曽町 木祖村 王滝村 大桑村 木曽町 麻績村 生坂村 山形村 朝日村 筑北村 池田町 松川村 白馬村 小谷村 坂城町 小布施町 高山村 山ノ内町 木島平村 野沢温泉村 信濃町 小川村 飯綱町 栄村

岡山県

岡山市 倉敷市 津山市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 真庭市 美作市 浅口市 和気町 早島町 里庄町 矢掛町 新庄村 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村 久米南町 美咲町

〔略〕

〔略〕

改正前

第二条 令和六年十月一日から令和七年九月三十日までの期間に係る法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する市町村又は特別区（以下「市区町村」という。）は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区域内の市区町村のうち同表の下欄に掲げる市区町村とする。

都道府県

市区町村

長野県

全ての市町村

岡山県

全ての市町村

〔同上〕

〔同上〕

備考

表中の「」の記載は注記である。

備考 表中の「」の記載は注記である。